附則第六条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「（Ｂ－Ｃ）×0.186」を「Ｂ×0.193」に、「Ｂ　市町村税課税状況調」を「Ｂ　市町村税課税状況調（国民健康保険税関係）」に、「一般被保険者数」を「被保険者数」に改め、同項算式の符号ｃを削り、同条第二項中「〇・一七〇」を「〇・一六三」に、「〇・〇一三」を「〇・〇一一」に、「〇・三三一」を「〇・三二八」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇四一」に改める。

附則第六条の二中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「（Ｂ－Ａ）×２」を「（Ｂ－Ａ）×３」に改める。

附則第六条の四を削る。

附則第七条の六中「三、一一〇千円」を「三一一・一千円」に改める。

附則第九条及び附則第九条の二中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第九条の五中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「3,100,000」を「5,250,000」に、「3.6」を「3.3」に、「平成21年版」を「平成22年版」に、「平成15年度から平成18年度までに」を「平成16年度から平成19年度までに」に改める。

附則第十条の四の見出し中「平成六年」を「平成七年」に改め、同条中「$\frac{A\times\{(A-B)\times\alpha+B\}}{A}$」を「（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ」に、「平成六年」を「平成七年」に、「平成６年」を「平成７年」に、「平成10年４月１日から平成11年３月31日までに」を「平成９年４月１日から平成11年３月31日までに」に、「平成８年４月１日から平成10年３月31日までに」を「平成７年４月１日から平成９年３月31日までに」に改め、「0.3」及び「平成６年４月１日から平成８年３月31日までの間において合併を行つた場合」を削り、「0.5」を「0.3」に改める。

附則第十条の五及び附則第十条の六を削る。

附則第十一条第一項中「一・〇六三」を「一・〇一六」に改める。

附則第十一条の二を次のように改める。

第十一条の二　平成二十二年度に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同年度において新たに指定された指定都市（以下この条において「新指定都市」という。）を包括することとなつた神奈川県に係る交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法第十八条の規定により神奈川県に対し、前年度交付額に〇・九四三を乗じて得た額とする。

２　平成二十二年度に限り、前条第一項の規定にかかわらず、新指定都市を包括する神奈川県の区域内の新指定都市、指定都市及び新指定都市以外の市並びに町村に係る交通安全対策特別交付金の基準額は、前年度交付額に、新指定都市にあつては一・三〇五、指定都市及び新指定都市以外の市にあつては一・〇一七、町村にあつては一・〇一三を乗じて得た額とする。

３　平成二十二年度に限り、前条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年四月一日から平成二十二年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書きに係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市及び当該市を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

附則第十二条の二第一項中「87,600円」を「79,600円」に改め、同条第二項中「0.990」を「0.896」に、「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同項算式の符号ｃを次のように改める。

ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

｛c1×（2／3）｝＋｛(c2／0.12)×0.1｝＋｛((c3+c4)／0.4)／3｝＋（c5×1.145）＋c6

算式の符号

c1　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c2　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c3　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c4　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c5　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号又は第314条の７第１項第３号に規定する寄附に係るもの」のうち「控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額を控除した額

c6　第18条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

附則第十二条の二第二項中「0.99365」を「1.10513」に、「第12条の２」を「附則第12条の２」に改める。

附則第十三条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第二号中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第十三条の二中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第二号中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第十三条の三及び附則第十三条の四中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第十四条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第二号中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第十四条の五を次のように改める。

第十四条の五　削除

附則第十四条の八中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

附則第十四条の九第一項中「132,200円」を「120,000円」に改め、同条第二項中「0.990」を「0.896」に、「第12表」を「第59表」に、「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同項算式の符号ｃを次のように改める。

ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

（c1×1.250）＋（c2×1.111）＋｛(c3+c4)×1.111｝＋（c5×1.228）＋c6

算式の符号

c1　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

c2　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

c3　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

c4　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の合算額

c5　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号又は第314条の７第１項第３号に規定する寄附に係るもの」のうち「控除額」欄の当該市町村の額を控除した額

c6　第31条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

附則第十四条の九第二項中「6,261,893,013／6,287,583,441」を「1.1060」に改める。